

福岡県公報

令和五年二月七日
第三百七十一号
増刊
①

目次

規則 (第二号―第四号)

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (保護・援護課) ……………一

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の

施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………五

○福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………七

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和五十二年福岡県規則第四十八号) の一部を次のように改正

する。

様式第七十八号を次のように改める。

様式第78号（第22条）

年 月 日

就労自立給付金申請書

保健福祉（環境）事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記号 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第八十一号を次のように改める。

様式第81号（第23条）

年 月 日

進学準備給付金申請書

保健福祉（環境）事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者) 氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____年 ____月 ____日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）
 支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）
 記号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
 預金種類 普通預金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 （右につめてご記載ください。）
 （カ ナ）
 口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
 ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(昭和三十三年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条の二」を「第三条の二第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第一項中「次の表の上欄」を「別表第六の勤務箇所欄」に、「中欄」を「職員欄」に、「その職を占める職員に適用される職務の級に応じて別表第六に掲げる調整基本額」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に、「次の表の下欄」を「同表の調整数欄」に改め、同項の表を削り、同項に次の二号を加える。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第七イに掲げる額
- 二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第七ロに掲げる額

第五条第二項第一号中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条第一項及び第二項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第十条中「別表第八」を「別表第九」に改める。

付則に次の三項を加える。

28 当分の間、職員の給料月額額は、当該職員が六十歳(福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号。付則第三十項第二号において「令和五年旧職員定年条例」という。))第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第三条第一項及び第三項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

29 前項に規定する職員に対する第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

30 前二項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 三 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において付則第二十八項の規定が適用されていた職員を除く。)

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	193,600	204,700	223,200	244,800	274,700

別表第一備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
別表第六を次のように改める。

別表第6（第5条関係）

適用区分表		職員	調整数
勤務箇所			
保健環境研究所		細菌感染動物の飼育管理に従事する者	1
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所		動物愛護管理技術員	2.5
本庁		知事又は副知事の公用車を運転する業務に専ら従事する自動車運転士	0.25

別表第八を別表第九とし、別表第七を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第7（第5条関係）

イ 調整基本額表（一）		調整基本額
職務の級		
1 級		6,200円
2 級		7,400円
3 級		8,400円
4 級		8,600円
5 級		9,800円

ロ 調整基本額表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

附則

（施行期日）

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- （給料の調整額に関する経過措置）
福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第四十号）附則第三条第二項に規定する期間においては、この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項第二号中「別表第七ロ」とあるのは、「別表第七イ」とする。
- （暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用常時勤務職員が改正後の規則第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規則第二条第一項に規定する労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第二条第三項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則第二条第一項に規定する労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第二条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第三条第一項の規定を適用する。
- 暫定再任用常時勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規

則第五条第一項の規定を適用する。

7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第五条第一項及び第二項の規定を適用する。

8 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の規則別表第八の一の項上欄に規定する職員とみなして、改正後の規則第九条第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

(この規則の施行に関し必要な事項)

9 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、上半身」を削る。

第十五条第一項第五号中「六箇月」を「六月」に、「撮影した上半身、無帽、正面向」を「、脱帽して正面から撮影した写真で」に、「写真」を「もの」に改める。

様式第一号、様式第四号及び様式第五号中「」を削る。

附 則

この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。